		* 通信日 処理	· 信年月日   付印   確認印	整理番号	事務所 区分	管理番号	号 申告区分
受付	印	事項	<u> </u>		法人	番号	 申告年月日 <sup>9</sup>
		Я	三次市	E / 样			中 〒 平 月 口 <u>2</u> 年 月 日 -
	<u></u>		_ 1/1 /I				
/ II IE	1			この申告の	- 11	人税の平成 年 を正申告書の提出による	月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月
三次市が 支店等の場					2 法.	人税の平成 年 E、決定、再更正による。	月 月 1
合は本店所在地と併記		(帝红			~-		
(ふりがな)		(電話		事業種目			
)"				期末現在の資本	金の額	十億百万	千 円
法人名				又は出資金			
( ) 1 1 1 1 1 1	(2.0.324)			期末現在の資本金 資本準備金の額の			
(ふりがな) ルギギ	(ふりがな)						
代表者 氏 名	経理責任者 氏 名			期末現育	E の の額		
<u> </u>	年月日から年	月日ま	事業年度分又 連結事業年度			申告書 *	
						去人税割額	a a
	摘 要				率 [ 100 ]	税	額
	匿金税額等)	(1)	十億 百万	)			
宏人祝法の規定によって計算した法人祝額							
試験研究	費の額に係る法人税額の特別控除額	2					
還付法人和	<b>脱額等の控除額</b>	3					
退職年金	等積立金に係る法人税額	4				十億 百万	
		)+2-3+4 5	1 1	0 0 0		1 1 1 1 1	' ''
	た事務所又は事業所を有する法人における課税標準 可以は個別帰属法人税額及びその法人税割額	(5) ×(24) (6)		0 0 0			
市町村民和	税の特定寄附金税額控除額	7					
税額控除	超過額相当額の加算額	8					
外国関係会社等	<ul><li>に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当</li></ul>	額の控除額 9					
外国の法	人税等の額の控除額	10					
仮装経理は	こ基づく法人税割額の控除額	(1)					
差引法人和	鋭割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪又は⑥-⑦+⑧-⑨	)-(1)-(1) (12)					0 0
既に納付の	の確定した当期分の法人税割額	(13)					0 0
租税条約の	の実施に係る法人税割額の控除額	(4)					<b>以</b>
この申告に	この申告により納付すべき法人税割額 ②-③-④ ⑤ ⑤ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						
均							
等	既に納付の確定した当期分の均等割額				12 (18)		0 0
割 額	この申告により納付すべき均等割額 (7)-(8)				19		
この申告に							
	額 この申告により納付すべき均等割額 ①-® ① 0 0   この申告により納付すべき市町村民税額 ⑤+⑩ ② 0 0   ②のうち見込納付額 ② ②						
差引	20-21)				22		
<b>是</b> 51		ボカは安生	<u>**</u>	分 害		三次	市分の均等割の
3	<u>三次市内に所在する事務所、事業</u> 名			当該法人の全従業者	を 左のうち		適用区分にる従業者数
	合 計			23)	A (24)	人 25	\
	区 名   *	等割額	算確定の日	年 月	目	法人税の申告書 の種類	青色・その他
指			解散の日	年 月	年 月 日		
定	0 0 残余財産の最後の 配又は引渡しのE			年 月	B	翌期の中間 申告の要否	要 · 否 電 話
都市に		1 0 0 又は連	の期末現在の資本金等の額 結 個 別 資 本 金 等 の 額 の 申 告 が 間 申 告 の	年 月	円 目から	法人税の申告期	有 • 無
		0 0 # 6	の計算期間	年 月	日まで	限の延長の有無	
甲告する	<del></del>	- 00とす	すを受けよう る金融機関		銀行		支店
す計		00及で	15 古 17 古 注	座番号(普通・当座)		-	
る算		0 0	還付	請求税額	į	十億 百万	千 円
		0 0	法第15条の4の復	数収猶予を受けようと	ナる税額		